

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年 12月 23日

横浜市契約事務受任者
戸塚区長 吉泉 英紀

1 契約の概要

東戸塚駅東口第二自転車駐車場（B棟）補修工事

2 履行（納品）場所

戸塚区品濃町516番地先

3 契約日

令和3年6月9日

4 履行日又は履行期間

令和3年6月9日から令和3年12月20日まで

5 契約金額

¥56,540,000. -

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社長野工務店

横浜市戸塚区小雀町1137番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

昨年度の東戸塚駅東口第二自転車駐車場の出入り口上部の外壁が鋼材腐食により落下する事故が発生し、道路局施設課が点検委託を実施しました。結果、東戸塚駅東口第二自転車駐車場A棟とB棟を繋ぐサイクル橋の鋼材腐食が進行していることが判明したため、緊急的な対策が必要と判断し、補修工事を実施するものです。

8 契約の相手方の選定理由

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」に基づき、社団法人横浜建設業協会戸塚区会会長の信友建設株式会社より紹介を受けた、株式会社長野工務店を契約の相手方に選定しました。

9 所管課

戸塚土木事務所